

- ガス事業法及び液石法に基づくガス用品及び液化石油ガス器具等（以下「ガス用品等」という。）において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、ガス用品等の安全に必要な性能を定めた性能規定とするための見直し作業を平成24年度から進めているところ。
- この見直しによって、材料の規格、数値等の詳細については、事業者自らが技術基準への適合性を判断できるしくみとなる。

1. 技術基準の性能規定化

- 現行技術基準が求める安全性能を整理し、右図のとおり、ガス用品等の安全確保に不可欠な技術的事項を整理した。
- 技術基準を性能化することで、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため、設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となる。
- 一方で、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても、事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まることになる。
- なお、事業者が性能規定化された技術基準を満たす目安として、当分の間、従来の「仕様規定」を整合規格として国が示すこととするが、その後、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として積極的に活用していく。

2. JIS等公的規格の活用と整合規格の整備

- 事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取り込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進めていく。
- JIS規格は、定期的に見直しを実施しており、最新の技術等を反映して弾力的に改正されるJIS規格を積極的に採用していくことで、今後、迅速に最新の技術動向を技術基準に反映させることが可能となる。

3. 今後の取組について

- 技術基準省令の改正作業及び整合規格の整備
技術基準の骨子案をもとに、技術基準省令の改正作業を進めるとともに、当分の間、国が示すこととなる、従来の技術基準をベースとした整合規格の整備作業を進める。
- 整合規格案の適合性を確認する体制の検討
JIS等公的規格を活用し作成された整合規格原案を、国が確認するためのスキームについて、今後検討を行っていく。

(参考) 性能規定化技術基準の骨子案

○一般要求事項

- ① 安全原則
- ② 安全機能を有する設計等
- ③ 供用期間中における安全機能の維持
- ④ 使用者及び使用場所を考慮した安全設計
- ⑤ 耐熱性等を有する部品及び材料の使用

○危険源に対する保護

- ① 火災の危険源からの保護
- ② 火傷の防止
- ③ 機械的危険源による危害の防止
- ④ 使用方法を考慮した安全設計
- ⑤ 点火、再点火及び消火による危害の防止
- ⑥ 良好な燃焼の維持
- ⑦ 感電に対する保護
- ⑧ 絶縁性能の保持

○表示等

- ・ 安全上必要な情報及び使用の注意表示

(参考) ガス用品等における技術基準体系等の見直し作業スケジュール

- 平成26年度は、以下の作業スケジュールに従って、昨年度とりまとめた技術基準の骨子案をもとに省令改正作業及び整合規格の整備を進める。
- また、民間においても、昨年度から個別規格毎に、性能規定化された技術基準に適合する規格策定作業の検討が順次行われている。国としてもJIS規格等の整備について、円滑な作業の実施に向けた協力を引き続き行う。

